
件名： 第1回 鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会
日時： 2007年6月26日(火) 14:00~16:50
場所： 東京国際フォーラム G507 会議室

1 開会(略)

2 挨拶

農水省：今年度は、ガイドライン完成に向けて、さらにご検討をしていただきたい。フードチェーンを通じたトレーサビリティの確保により、食品の移動を把握し、何か問題が起こった時の回収や原因の究明ができるように、トレーサビリティの一層の普及を図っていくことが重要と考えている。

3 座長選出

鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会の座長は、矢坂雅充委員に決定した。

4 議事

(1) ガイドライン案について

昨年度の議論を踏まえ作成した、「鶏肉トレーサビリティシステム導入の手引き(案)」(以下、「導入の手引き案」)について、議論を行った。

事務局：資料2(「鶏肉トレーサビリティシステム導入の手引き(案)」)を説明

第1部は、トレーサビリティシステムを確立するための基本的な要件を示している。

第2部は、実際に導入する場合の手順などを示しており、取組にあたっての業界の問題点や課題点を整理して、一事業者でトレーサビリティをやる場合とフードチェーンを通じてトレーサビリティをやる場合の要領などを整理した。

委員A：総論としてどこまで書くのか。原案は、まだ骨格を示したものにすぎない。一般的で基本的なことばかりではなく、ガイドラインとしてガイドできるものを目指したい。

* 本ガイドラインの適用範囲、対象とする製品

対象とする製品：「食用鶏肉、食用の鶏肉で生鮮品、凍結品、解凍品を対象とする。」

本文に「まず、むね肉、もも肉を対象として取組みを開始することが考えられる。次のステップとして製品の対象範囲を拡大する場合(中略)主要7品目で取組むことが考えられる」

委員B：主要七品目を対象とする必要があるのか。流通の主流を成す、むね肉ともも肉でかなりカバーできる。まずはむね肉ともも肉から取組むのがいいのではないかと。

委員A：これまでの議論の中で、基本はむね肉ともも肉の仕組みを作るということは合意で

きている。チラーでのロットの管理や、その先のロットの分割など何箇所かネックがあるが、その課題が解決できれば、他の部位でも取り組めるということをガイドラインで示す。

事務局：むね肉ともも肉だけに限定せずに、その他の部位でも、取り組みたい人がいれば、適用できるようなガイドラインにしようという議論があった。

委員 A：(次のステップの説明で対象範囲は)手羽元と手羽先が対象になっており、手羽なかは入っていないがよいか。

事務局：七目目がセットで流通することはあるのか。

委員 C：セットで販売する。箱は別々で、パーツごとにロットになっていて、セットで届ける。手羽なかは加工した部分で、加工品までは難しいという議論があった。

委員 B：鶏肉が、家計消費へ向けられるのは概ね三分の一で、小売店で売られているのは、大部分がフレッシュだ。残りは加工用や業務用で、凍結品や解凍品だ。ガイドラインの中で、これらを取り上げるのは無理ではないか。

委員 A：少数ではあるが、流通するのであれば対象とし、フレッシュと凍結品や解凍品とを分けることでフレッシュはフレッシュの信頼性を確保することにつながる。

委員 B：意味のない価格差など招くことになるのではないか。

委員 D：リスク管理の点から、少数であっても、凍結した内容がどうであったかということも遡る必要があるのではないか。

委員 E：できる・できないではなく、ここまではトレースすべきではないか、ということガイドラインとして示しておく必要があるという議論だった。

* 本ガイドラインの適用範囲、対象業種・事業者

対象業種・事業者：「鶏の飼育及びと鳥・解体・包装・卸売・販売を担う企業、団体個人」

委員 A：生産段階の対象を「生産農場」としているが、実際にはどのように呼んでいるのか。

オブザーバー：養鶏場だとレイヤーと混同する場合があるので、飼育農場か。

委員 B：生産農場の方がイメージしやすい。

委員 A：初生ひなを導入して飼育するというような注をつければいいのかもかもしれない。

* 2(1) 定義

トレーサビリティに関わる用語や、「導入の手引き案」に出てくる鶏肉に関する用語の定義について

委員 A：汎用性のある定義の後に、「鶏では…」という説明があると読みやすいのではないか。

委員 D：「その他鶏肉に関する用語」は、具体的にどのような用語を考えているのか。

事務局：例えば、ブロイラーのことを肉用鶏という言葉を使って表現している。他には生

産農場や食鳥処理場、卸売段階では鶏肉製品、製品ロット、小売段階では精肉のことを商品、商品ロットと表現しているので、それらの説明をしてはどうか。

委員 A：商品ロットという言葉は、固有名詞なのか。

委員 E：卸売業で、実際に製品と呼ぶのか。食鳥処理場でパックにした時点で商品になるという認識だ。

委員 A：製品で統一して書いてみて、不都合が生じたら、もう一度考えるというのはどうか。何か業界で公式的な鶏肉に関する用語集はないだろうか。

委員 B：農水省監修の流通規格や小売規格、食鳥処理場は法律がある。

事務局：鶏肉の場合は、パーツという言い方をするが、部分肉という言い方はしないか。

委員 B：しない。精肉に対して正肉と表現する。

オブザーバー：農水省の規格と、公正取引協議会の小売表示の部位名でよいのではないか。

* 識別と対応づけの基本

「識別記号」について

委員 A：食肉流通標準化システム協議会（以下、協議会）において、鶏肉のコード体系の議論はだいぶ進んでいるのか。

委員 E：小売規格の正肉の番号や、むね・ももの番号はできあがっている。処理場の番号も登録してもらっている。共通の番号ができれば、比較的、トレーサビリティがやりやすくなる。

オブザーバー：食鳥協会が取り組んでいるトレーサビリティシステムでは、処理場番号の利用は、どれくらい進んでいるのか。

委員 B：普及は今年度の仕事だ。

事務局：「識別記号のルール」という項では、一般的に企業で使われているコード付けなど、事例を説明し、今議論されている協議会のコード体系については、第 2 部で参考事例として紹介してはどうか。もしくは、新しいコード体系をここに示した方がいいのだろうか。

委員 E：協議会のコード体系を記載するとしたら、間に合わないのではないか。ロット番号の組み立てを考えた時に、会社によって番号が異なればやりようがないので、統一してほしいと前回お願いした。

オブザーバー：共通のコードを符番した方が、変換する手間が少なく、受け手側はやりやすい。

委員 A：現状、製品名と処理場名のコードが調整されないと活用が難しいということだ。この中では、コードを決めることはできないので、推奨として書くことになる。識別記号の要素として、「導入の手引き案」に書いてある項目（生産農場、受入日、出荷日、出荷先など）を使うというのなら分かるが、「ルール」というのは一定の合意が必要になる。

事務局：事業者自身が定める独自のルールの基本ということだ。コード体系のルールや協

議会で議論されているコード体系をどこに解説するかは、後で相談させてほしい。

各段階の「ロット形成の条件」と「ロット形成の事例」について

* 生産農場における出荷ロット形成の事例

委員 E：「ロット形成の事例」について、鶏舎単位や農場単位など色々と事例が示されているが、ロットの大きさの範囲が必要ではないだろうか。

委員 D：施設の規模などを考えると最大でも 1 日単位になる。基本的には、1 日を越えることはない。

委員 C：ロットの形成方法について、色々なパターンが示されていると、事業者にとっては導入しやすい。

* 食鳥処理場におけるロット形成の事例

委員 A：食鳥処理場の受入パターンはいくつか示されているが、製品製造におけるロットの分割や統合についてどう表現するか。

委員 E：出荷ベースで全て 1 ロットと表現されているが、分割されることはないか。

委員 F：と鳥日は同じでも、賞味期限が分かれることはある。と鳥日が同じであれば、生鳥の受入日も同じである。しかし、そういうパターンを示していくとたくさんになる。

委員 D：出荷パターンについても、いくつか触れておいた方がよいのではないか。

事務局：流通形態として、例えば、処理場から直接、需要者にいく場合と、消費地の卸売業者が所有する物流センターを経由してそこで小分けされる場合と色々なパターンがあるが、どれが一番多いのか。

委員 F：各社で異なる。

委員 E：出荷日が異なる場合は、異なる番号を符番するというケースを示せば、出荷時間や賞味期限についてふれなくても解決できるのではないか。

* 卸売業におけるロット形成の事例

委員 E：卸売業者で形成するロットの表現をどうするか。

委員 A：実際に事業を行っている方が分かるように、実態に即した用語がよい。

オブザーバー：在庫ロットだろう。入荷した時に在庫管理用のロットをつける。

委員 A：同じロット番号を流用して、受入ロットが在庫ロットになるということもありうる。

オブザーバー：販売する度にロットはつけていない。

委員 E：卸売業におけるロットの形成事例に、在庫の考え方が入っていない。卸売業者の中でロットを組むというケースがあると思うので、その事例も入れておく必要がある。

事務局：受入と出荷の間に、小分けがある。この受入と出荷のひもづけがあれば、良いのではないか。在庫ロットとしての対応付けを行うと複雑になる。

オブザーバー：袋単位の小分けもする。また二つのロットを一つのロットに統合することはなく、それぞれのロットとして扱う。

委員 A：同じ仕入先の製品で、違う日付のものが同じロットになることはあるのか。

オブザーバー：あるかもしれない。

委員 F：物流では必ずこの状態（二つのロットを一つのロットとして管理する）はあるが、組み合わせて管理をすることはあまり意味がない。

委員 E：そういうケースもありうるということで、載せた方がよいのではないか。

オブザーバー：納品伝票や請求書などに番号をふって、追跡できるようにしている。ロットの統合と分割はあるが、現実にはロット番号は付与しない。

委員 E：現実には、そこまでやりきれないのだと思う。卸売業者で二つのロットを出荷した時、小売段階では一つのロットとして一括して受け取るケースもある。

事務局：（小売段階で）新しい番号を付けずに、代わりに伝票番号などを使うということでもいいと思う。

委員 A：それは未開封の場合で、小分けしたら符番しなければいけない。

事務局：パーツが小分けされるケースを作って、次回ご提案する。

* 小売業におけるロット形成の事例

委員 E：ロット分割後のコンシューマーパックに、ロット番号が付与されていない。これでは、消費者は遡及できない。

委員 G：一つのパックに、どれくらいのロットが含まれる可能性があるのか分からない。

委員 E：小売業の場合、自社でロットを組む場合と、受け取った番号をそのまま使う場合と二通りある。小売専門店では、ロットの組み換えずにもらった番号をそのまま使っていると思う。スーパーマーケットでは、ほとんどがロット番号を組み替えている。

オブザーバー：パックの中に、例えばロット R の肉が一枚、ロット S の肉が一枚ということころまで分かるような仕組みにするかどうか。

委員 D：現実的には難しく、やっていない。

委員 E：それが分かるような仕組みは一つのロットからコンシューマーパックを製造するケースだろう。現状では、複数のロットからパックを製造するケースが 70% くらいをしめる。

各段階について、トレーサビリティを確保するために必要な記録管理の各項目について、トレーサビリティの確保に不可欠な基本情報を「基本」とし、基本情報を踏まえ、事業者の創意工夫によって提供を行うことが推奨される情報を「任意」と分類した。

また、情報の記録・保管について、既存の帳票や台帳に記載された項目を使って、どのように原料と製品を対応づけるか、図で示した。

* 生産農場における記録管理の項目

委員 A：ロット番号と紐付けしない形で、いつ、どこからひなを仕入れたかという帳票は残っているのだろうか。

委員 C：残っている。

委員 A：「種鶏場・ふ化場」の記録が「任意」なっているので、記録を残すことも任意のように見える。“ロットとリンクした記録”は任意だ、という記述があった方がよい。

* 食鳥処理場における情報の記録・保管

事務局：成鳥を受け入れる時に、仕切り伝票という形で精算書などは発行されているのか。

委員 H：精算書は発行せず、納品書を保管している。

事務局：納品する際は、トラックスケールで計量するのか。

委員 H：捕まえた時の伝票と、トラックスケールの伝票がくる。

委員 C：委託農家と売買する際は、精算書を発行している。基本はトラックスケールの重量で、そこから廃棄羽数などを引いた数を精算書に記載して精算する。

委員 E：肉用鶏の受入時に記録する「肉用鶏の受入記録台帳」の中の「受入ロット番号」という項目は“農場番号”になるのではないかと。農場番号をもらって、処理場でロットを組むのではないかと。

委員 C：農場名がロットという考えもある。

事務局：必ずしも発番しなければいけないということではなく納品伝票番号に置き換えてもよい。

* 食鳥処理場における記録管理の項目

委員 A：「表示内容」という項目は、抽象的な表現で分かりにくい。

事務局：具体的には、産地名などを考えている。

委員 E：例えば、一つの処理場に複数の県の農場から受入があった時に、産地名が付けられない場合どうするのか、という議論があったので、任意になったのではないかと。

オブザーバー：JAS 法における、「鶏肉」「加工者名」などの表示であれば義務なので、基本になる。国産以外の産地名であれば任意だ。

委員 A：表示の中身を書き分けてもらった方が分かり易い。JAS 法に基づく表示は基本ということはどうだろうか。

* 卸売業における記録管理の項目

委員 A：小売業で消費者に何を伝えるのかという議論はまだあまりしていないが、納品書が事実上の伝達項目になるので、納品書には少なくともどういう項目が書かれていて伝えなければならぬということを確認した方がよいのではないかと。最低限必要な項目を示さなければ、紐付けができなくなってしまう。

事務局：「出荷ロット番号」が伝達されれば、遡及できるのではないかと。

オブザーバー：一般的には、記録管理項目に書いてあるようなことは（納品伝票に）書いてある。

委員 A：トレーサビリティの信頼性を高めるためにも、（伝達すべき項目について）確認した方がよいのではないかと。

委員 E：荷受業者が小売まで、伝票の記録・保管管理をやるとしたら、出荷が間に合わず納品できないと思う。

委員 F：伝票に（ロット番号などを）書くのは、現実には不可能だ。鶏の場合、出荷は夜間作業が多く、入荷してすぐ出荷するものもあるので、物理的に難しいのではないか。

委員 E：処理場から荷受業者までの伝票が同時に動かないと遡ることはできない。

委員 F：web でやり取りしていて、伝票は発生しない場合はどうするか。

委員 A：ヒューマンエラーがあるので、取り違えていても、発見されないということがあるので、それ程負担にならない情報は伝えるようにした方がよい。業務上、すぐに取り組めない場合はあると思うので、どういう条件がととのえば可能になる、という注釈が必要だろう。

* 小売業における情報の記録・保管

委員 E：商品（精肉）製造時に記録する「商品製造記録日報」は、スーパーマーケット段階であればできると思うが、小売段階では対面販売が多いので、見直さなければ取り組めないのではないか。

委員 A：ノートなどに記録しているのではないか。

委員 E：受入時は記録していると思うが、製造したものは、そのまま売ってしまうので記録するのは難しい。牛肉の時も同じ議論になった。

委員 A：牛では、専門店の場合、個体識別番号をパネルで掲示などしているが、鶏肉の場合、消費者にロット番号を伝えるかどうかは、別の問題として議論しなければいけない。

委員 E：専門店でも、店頭で販売している鶏肉のロット番号を表示しなければ意味がない。

委員 A：パネルとして掲示したものは記録として残らないので、記録しておく必要がある。例えば、今日、販売した鶏肉は、どの受入ロットの製品なのか記録は残さなければ、掲示していても遡及できない。

オブザーバー：実態を調査してみなければ分からないだろう。

委員 A：鶏肉の場合は消費期限が短いので、売り切ったものについては記録をするなど、工夫して記載した方がいいのではないか。

(2) その他

第 2 回委員会は 9 月上旬に開催予定。

5 閉会（略）

以上、敬称略